

岩手県告示第168号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、その旨公告する。

平成31年3月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 都市計画の種類 都市施設（道路）

2 都市計画を変更する土地の区域

（1） 宮古市栄町（別紙図面のとおりに。）

（2） 宮古市館合町から光岸地まで（別紙図面のとおりに。）

（3） 宮古市栄町から山口二丁目まで（別紙図面のとおりに。）

3 変更に係る都市計画の案の縦覧の期間及び場所

（1） 期間 平成31年3月11日から同月25日まで

（2） 場所 岩手県県土整備部都市計画課及び沿岸広域振興局土木部宮古土木センター並びに宮古市役所

備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の案の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。